

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う 津波における避難手段・緊急避難場所の課題と対策の方向性



大規模地震防災対策推進検討会(第2回)

令和7年10月30日(木)

内閣府(防災担当)

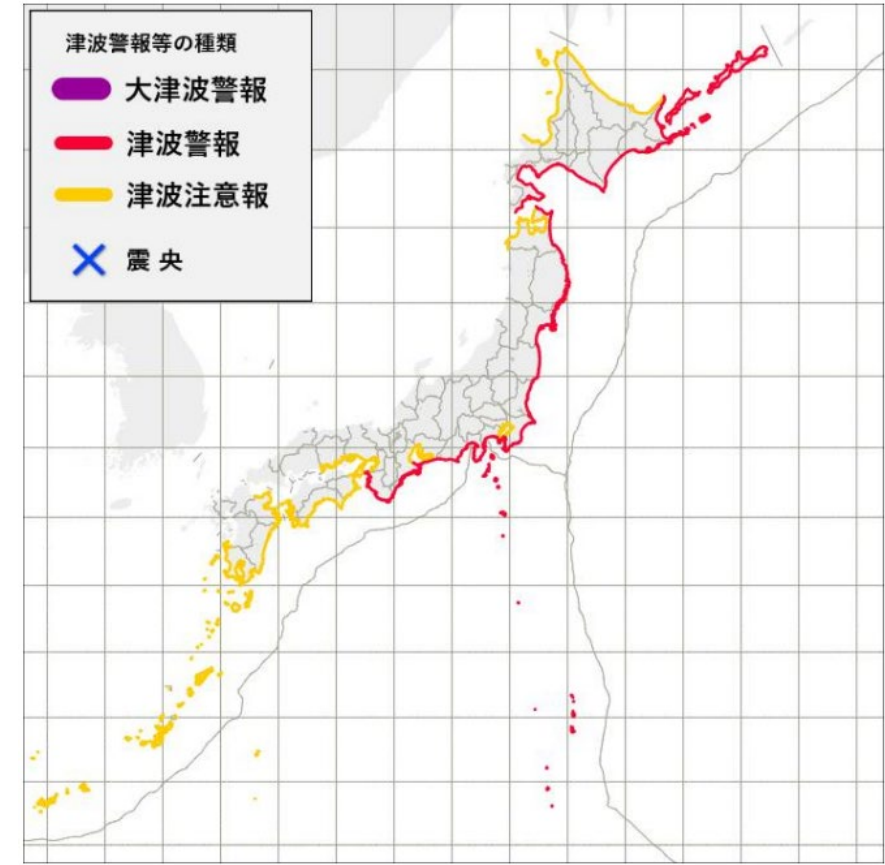
令和7年カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波 概要

○2025年7月30日8時24分にマグニチュード8.8の地震がカムチャツカ半島東方沖で発生し、北海道の釧路市・釧路町・厚岸町・標津町・別海町で震度2を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度1を観測。

○7月30日9時40分に太平洋沿岸を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。岩手県久慈港で1.4m、東京都八丈島八重根で1.0mなど各地で津波を観測。その後、同日20時45分に津波警報を全て津波注意報に切り替え、津波注意報も7月31日16時30分に全て解除。

■津波警報・注意報の発表状況

7月30日09時40分発表

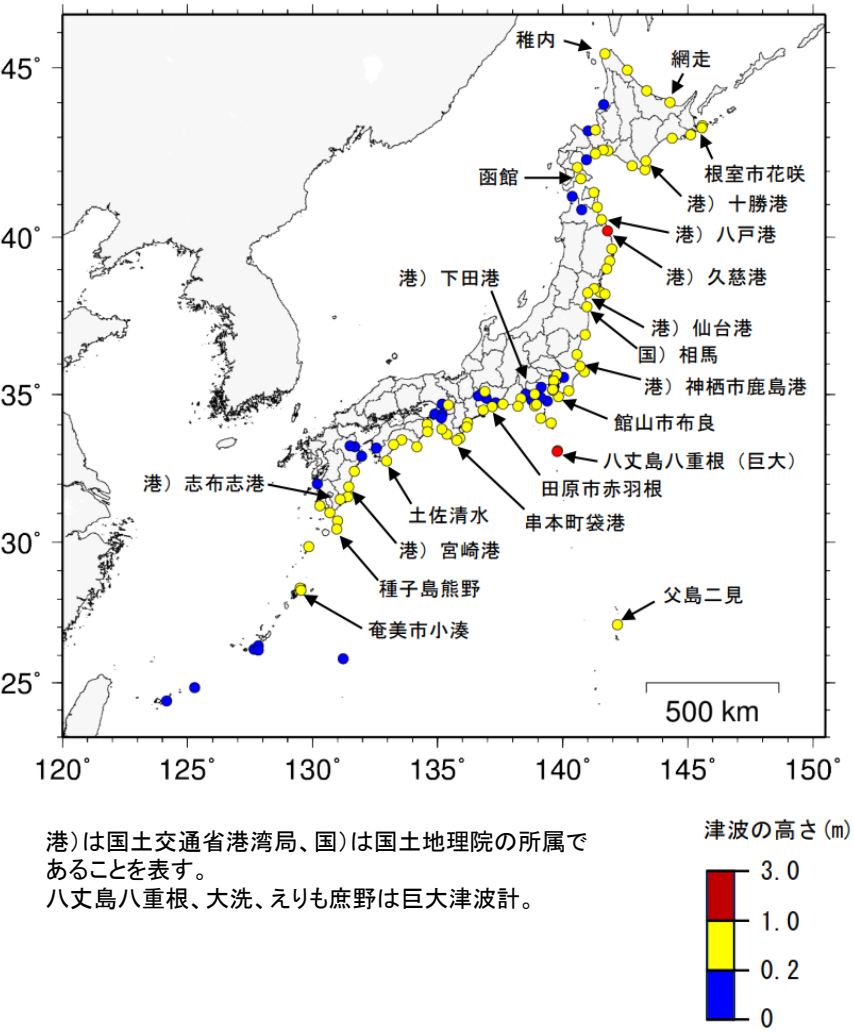


日時	警報種類	対象予報区
7月30日 8時37分	津波注意報	北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房、小笠原諸島、静岡県、三重県南部、和歌山県、宮崎県
7月30日 9時40分	津波警報	北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房、千葉県内房、伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、三重県南部、和歌山県
	津波注意報	北海道日本海沿岸北部、オホーツク海沿岸、青森県日本海沿岸、陸奥湾、東京湾内湾、伊勢・三河湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、岡山県、徳島県、愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部、沖縄本島地方、大東島地方、宮古島・八重山地方
7月30日 18時30分	津波警報	北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県
	津波注意報	北海道日本海沿岸北部、オホーツク海沿岸、青森県日本海沿岸、陸奥湾、茨城県、千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾、伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、伊勢・三河湾、三重県南部、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部、沖縄本島地方、大東島地方、宮古島・八重山地方
7月30日 20時45分	津波注意報	北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、北海道日本海沿岸北部、オホーツク海沿岸、青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾、伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、伊勢・三河湾、三重県南部、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、徳島県、愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部、沖縄本島地方、大東島地方、宮古島・八重山地方
7月31日 10時45分	津波注意報	北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房、伊豆諸島、種子島・屋久島地方
7月31日 16時30分	発表されていた津波注意報はすべて解除	

令和7年カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波 概要

観測値は後日の精査により変更される場合がある

■津波の観測状況



■主な観測点の観測値

観測点名	予報区	第一波 到達時刻	最大波 発現時刻	最大波の 高さ
港) 久慈港	岩手県	30日 10:47	30日 13:52	141 cm
八丈島八重根	伊豆諸島	30日 11:--	30日 16:19	1.0 m
港) 仙台港	宮城県	30日 11:38	30日 23:21	82 cm
港) 神栖市鹿島港	茨城県	30日 11:21	30日 20:46	81 cm
根室市花咲	北海道太平洋沿岸東部	30日 10:16	30日 14:56	78 cm
港) 十勝港	北海道太平洋沿岸中部	30日 10:33	31日 01:18	71 cm
港) 八戸港	青森県太平洋沿岸	30日 10:59	30日 14:39	70 cm
えりも町庶野	北海道太平洋沿岸中部	30日 10:28	30日 21:14	0.7 m
大洗	茨城県	30日 11:17	31日 02:27	0.7 m
国) 相馬	福島県	30日 11:32	30日 19:01	68 cm
港) 下田港	静岡県	30日 11:29	31日 00:06	64 cm
奄美市小湊	奄美群島・トカラ列島	30日 13:19	30日 16:31	64 cm
港) 石巻港	宮城県	30日 11:--	30日 21:02	60 cm
土佐清水	高知県	30日 12:48	31日 04:07	60 cm
港) 浜中町霧多布港	北海道太平洋沿岸東部	30日 10:20	30日 13:11	59 cm
港) 宮崎港	宮崎県	30日 13:04	31日 05:40	58 cm

港)は国土交通省港湾局、国)は国土地理院の所属であることを表す。
八丈島八重根、大洗、えりも庶野は巨大津波計。
「-」は値が決定できないことを示す。
所属機関の観測波形データをもとに気象庁が検出した値。

令和7年カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波 概要

- 三重県で死者1名のほか、重傷1名、軽傷11名の人的被害が発生。
- 7月30日は全国的に晴れ、津波警報対象地域においても神奈川県や静岡県を中心に30℃～35℃前後まで気温が上昇した。
- 避難所は、1都1道19県で1,826カ所が開設され、38,811人が避難所へ避難した(7月30日16時時点)。

■被害状況等

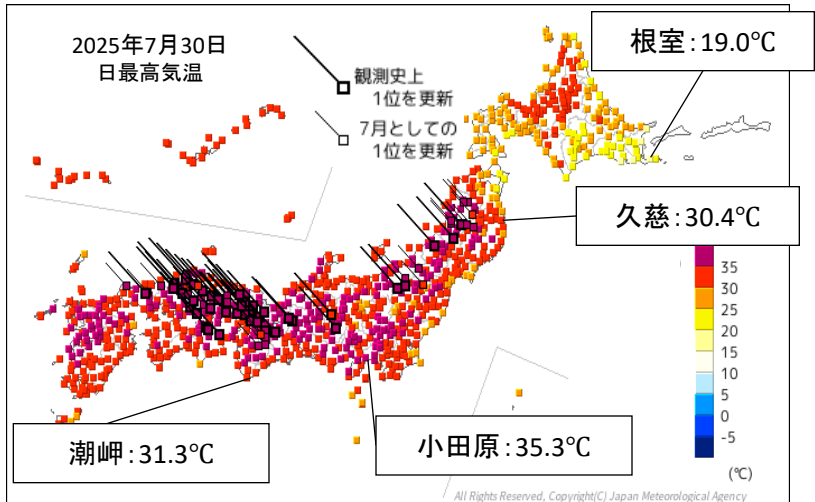
○人的被害(令和7年8月1日時点)

	死者	重傷者	軽傷者	熱中症	熱中症	
					うち中等症	うち軽症
人数	1名	1名	11名	12名	2名	10名

○住家被害(令和7年8月1日現在)
被害報告なし

○ライフライン被害(令和7年8月1日現在)
被害報告なし

■7月30日の最高気温の状況



釧路町避難タワーへの避難状況
出典：国土交通省北海道開発局



神奈川県逗子市の披露山公園への避難
出典：NHK HPより

令和7年カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波 概要

■熱中症被害

※令和7年8月4日18：30時点

		都道府県	市町村	年代	性別	被害概要
中等症	1	宮城県	仙台市	5 0	女	避難所へ避難中、ふらつき等の体調不良を訴える
	2	沖縄県	うるま市	6	男	避難所へ徒歩で向かう途中に気分不良を訴える
軽症	1	北海道	伊達市	7 9	女	避難後、熱中症の症状が見られたため救急要請
	2	北海道	伊達市	7 8	女	避難後、熱中症の症状が見られたため救急要請
	3	北海道	伊達市	8	女	避難後、熱中症の症状が見られたため救急要請
	4	岩手県	久慈市	9 0	男	横断歩道を歩行中に体動困難
	5	岩手県	大槌町	3 0	女	避難者がめまいと吐気を訴えるもの（避難後に症状発症）
	6	宮城県	仙台市	5 0	女	避難所で体調不良を訴え救急要請
	7	三重県	熊野市	3	男	避難後、熱中症の症状が見られたため救急要請
	8	和歌山県	和歌山市	2 0	女	警報発令に伴い幼稚園から園児を避難誘導後、意識レベルが低下
	9	沖縄県	うるま市	8	男	避難所へ徒歩で向かう途中に気分不良を訴える
	1 0	沖縄県	うるま市	7	男	避難所へ徒歩で向かう途中に気分不良を訴える

津波警報発表に伴う避難等に係る主な報道状況

①指定緊急避難場所等への避難



出典：NHK HP より

北海道苫小牧市
高台へ避難する車で渋滞が発生



出典：NHK HP より

和歌山県田辺市
高台にある市役所に向かう道路で渋滞が発生

②（屋外）指定緊急避難場所の環境



出典：NHK HP より

炎天下の中、高台に避難した人々



出典：NHK HP より

三重県尾鷲市の郵便局
局員が高台へ避難する際に冷却パックを持参

③指定緊急避難場所から指定避難所等への移動



出典：NHK HP より

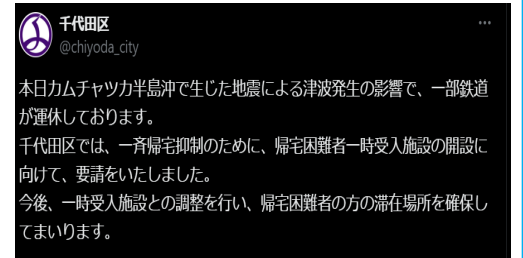
和歌山県すさみ町
高台の緊急避難場所（屋外）に避難した人をエアコンのある避難所にバスで移送

④帰宅困難



出典：神奈川県大磯町より提供

神奈川県大磯町
民間施設に帰宅困難者を一時受け入れ



出典：千代田区公式Xより

東京都千代田区
帰宅困難者一時受け入れ施設の開設を要請し、帰宅困難者の滞在場所を確保

①指定緊急避難場所等への避難

【生じた事象】

- ・多くの住民が車で避難し渋滞が発生

【課題】

- ・津波避難は徒歩を原則としているが、車で避難する人が多い
- ・車避難にあたっての考え方や計画が検討されておらず、渋滞が生じる

【好事例】

- ・北海道浜中町では、車避難に伴う渋滞が生じないよう、渋滞の原因になる右折をしないよう、避難時には左折をするよう要請し、町の津波避難計画に明示するとともに、訓練により町民にも徹底していたところ。当日も訓練の効果により、車避難による渋滞は生じなかった。

【今後の方向性】

- ・車利用時において、地域で安全に避難ができる方策の検討促進（避難訓練含む）



浜中町津波避難計画より抜粋

避難等にあたって明らかになった課題と今後の方向性

②（屋外）指定緊急避難場所の環境

【生じた事象】

- ・避難中や避難後に熱中症の症状が生じ救急搬送
- ・指定緊急避難場所等においては避難者の人数・状況把握が困難

【課題】

- ・避難中・避難先における熱中症対策
- ・指定緊急避難場所における避難者の状況把握方法

【好事例】

- ・北海道むかわ町の消防庁舎の屋上（指定緊急避難場所）では、日差しを避けるため、テントを2つ設置し、日陰で暑さをしのいだ
- ・千葉県一宮町では、津波警報等の発表時に自動飛行ドローンを用いて避難広報を行ったほか、職員を派遣せずに海岸利用者の避難状況を確認した

【今後の方向性】

- ・指定緊急避難場所に熱中症対策の備蓄や施設整備を推奨
- ・避難グッズに熱中症対策の備蓄等を用意した非常持ち出し袋の備えを啓発
- ・デジタルツール等を活用した指定緊急避難場所における避難者の把握及び関係者間の共有



北海道むかわ町 消防庁舎 出典：NHK HPより



千葉県一宮町 ドローンによる映像
出典：千葉県一宮町より提供

③指定緊急避難場所から指定避難所等への移動

【生じた事象】

- ・津波警報が、炎天下の中、長時間継続したため、津波警報発表中ではあったが、暑さを凌ぐため、屋内のより環境が良い指定避難所等への移動が行われた

【課題】

- ・津波警報発表中において、最初に避難した指定緊急避難場所から別の指定避難所等に、避難する際の安全確保のあり方

【今後の方向性】

- ・大津波警報や津波警報発表中の移動は可能な限り避けるべきではあるが、避難が長時間にわたり、健康上のやむを得ない事由等により、津波来襲のリスクを踏まえた上でも緊急的に移動が必要な場合には、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路での移動

④帰宅困難

【生じた事象】

- ・津波警報の発表を受けて鉄道の運転見合わせを実施
- ・一部の一時滞在施設には多くの避難者や帰宅困難者が滞在
- ・津波警報解除後も鉄道の運転再開までに時間を要した
- ・鉄道が利用できないため、駅ではタクシー待ちの長蛇の列が発生

【課題】

- ・一時滞在施設の開設状況の情報取得
- ・津波警報等解除後の公共交通機関の早期運転再開

【好事例】

- ・鎌倉市では職員が公用車を運転し、市役所本庁舎に避難し帰宅ができない方を湘南モノレール湘南深沢駅までピストン移送し、約1,500名を駅に送り届けた

【今後の方向性】

- ・一時滞在施設の運用改善
 - ・津波警報等が解除されたときの対応の追加
 - ・遠地津波を想定したタイムラインの追加
- （「災害発生時等の帰宅困難者等対策検討委員会」において議論）



マイクロバスによる帰宅困難者の輸送
出典：鎌倉市より提供

今後の対応

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震津波時に顕在化した課題への対応として、『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』に指定緊急避難場所における備蓄や熱中症対策等、機能面に関する内容を追加する。

指定緊急避難場所の指定に関する手引き

目次

1. はじめに	3
2. 指定緊急避難場所の指定制度の概要	4
(1) 意義	4
(2) 「異常な現象の種類」の内容	5
3. 指定緊急避難場所の指定基準等	6
(1) 指定基準	6
① 管理条件	7
①-1 管理条件の趣旨	7
①-2 管理条件のポイント	7
② 立地条件	8
②-1 立地条件の趣旨	8
②-2 立地条件のポイント	9
③ 構造条件	10
③-1 構造条件の趣旨	10
③-2 構造条件のポイント	10
④ 耐震条件	12
④-1 耐震条件の趣旨	12
④-2 耐震条件のポイント	12
⑤ その他の条件	13
⑥ 指定基準に関する留意点	13
(2) 指定緊急避難場所の管理者の同意	13
(3) 指定緊急避難場所を指定した旨の都道府県知事への通知及び公示等	14
(4) 指定緊急避難場所の変更等に関する届出	16
(5) 指定緊急避難場所の指定の取消し	18
(6) 既存の避難場所等の見直しの検討及びその指定	18
① 既存の避難場所等の見直しの検討	18
② 指定緊急避難場所等の表示方法	19
③ 指定緊急避難場所の「指定」の考え方	19
④ その他必要となる手続	19
4. 指定のフロー図（例）	20

5. 民間施設の指定等	21
(1) 民間施設等の指定	21
① 民間施設を指定した背景	21
② 指定した民間施設の種類・場所の例	22
③ 指定が困難な施設・場所の例	22
④ 指定を行うに際しての工夫・調整等	23
④-1 指定を受ける側のメリット	23
④-2 指定に関する協定	23
④-3 調整の円滑化	24
④-4 開設体制	24
④-5 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用	25
⑤ 個人が所有する敷地等の指定	25
(2) 市町村の区域を越えた指定	26
(3) 指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応	26
6. 居住者等に対する周知のための措置等	26
(1) 意義	26
(2) 周知の方法	26
(3) 周知に関する一般的留意点	28
(4) 表示方法	28
(5) 国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表	29
(6) 防災訓練・防災教育等の活用	30
(7) 避難行動要支援者への配慮	31
7. 活用可能な事業制度の例	32
(1) 総務省・消防庁による財政措置（地方債等）	32
(2) 文部科学省による補助事業（交付金事業）	33
(3) 農林水産省・林野庁・水産庁による補助事業（各種交付金事業等）	33
(4) 国土交通省による補助事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）	35
8. 巻末資料	39
(1) 災害対策基本法等（抜粋）	39
(2) 防災基本計画（抜粋）	44

追加：指定緊急避難場所の機能等

（１）指定緊急避難場所の環境

- ・ 熱中症、防寒対策
- ・ 備蓄

追加：指定緊急避難場所への避難等

（１）指定緊急避難場所等への避難

- ・ 徒歩原則
- ・ 車両避難の検討
- ・ 車両避難に伴う渋滞対策

（２）指定緊急避難場所等から指定避難所等への移動

- ・ 避難者の安全確保
- ・ 安全な経路での移動

『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』に追加する内容(案)

指定緊急避難場所等への避難

徒歩避難が原則であることを周知するとともに、各地域において津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞による逃げ遅れが生じないように、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難確保に努めるものとする。

(屋外)指定緊急避難場所の環境

避難が長期化することとも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや施設整備を推奨する。

また、平時から個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の備えを呼びかけるなど自助を促す。

民間施設を避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。

指定緊急避難場所から指定避難所等への移動

大津波警報や津波警報発表中における移動は可能な限り避けるべきではあるが、避難が長時間にわたり、健康上のやむを得ない事由等により、津波来襲のリスクを踏まえた上でも緊急的に移動が必要な場合には、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

今後の予定

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態について、

①住民アンケート調査

②指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）

を実施し、状況を網羅的に確認したうえで、『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』の改定内容を再確認する。

調査の概要

①住民アンケート調査

- ・ 避難の有無、避難情報の入手方法、避難手段、避難先、避難時間など

②指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）

- ・ 指定緊急避難場所及び指定緊急避難場所以外に避難した場所における避難者の把握
- ・ 車両避難における渋滞発生事例と交通渋滞対策
- ・ 熱中症対策に関する備蓄状況
- ・ 指定緊急避難場所からより安全で環境のよい指定避難所等への移動実態
- ・ 観光客への避難対応